

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
徳島県	人口減少に立ち向かう！とくしま「生産性革命」加速化特区	徳島県全域	<p>人口減少社会に立ち向かうため、様々な地域課題の解決に向け、ドローンや自動運転など時代の先駆けとなる「イノベーション」の実証展開や、既存ストックを有効活用する「シェアリングエコノミー」の推進、女性や障がい者、さらにはAIの活用による「一億総活躍社会」の具現化など、あらゆる資源や技術・手法を駆使し、徳島を自由な実証実験の場「サンドボックス」として、国が掲げる「生産性革命」の加速化に向けた先導モデルの構築を図る。</p> <p>I 「科学技術」+「課題解決」=「イノベーション」革命</p> <p>(1)本県では、平成28年2月に那賀町で行われた政府初の無人航空機による貨物輸送実験をはじめ、NTTと連携した携帯電波を利用したセルラードローンによる長距離輸送実験や、ダム湖内の施設点検への活用を図る水中ドローンの実証実験など、様々な分野でのドローン活用に向けた積極的な事業展開を図っているところである。 今後はこれまでの取組みを更に飛躍させ、規制の「サンドボックス」制度により、県下全域をフィールドとして、遠隔医療と連携した医薬品などの中山間地における貨物輸送や、i-C onstructionの推進による建設現場での作業効率化など、低炭素社会の実現にも資するドローンによる物流等の生産性向上を図るとともに、ドローン関連企業や人材の集積、技術開発の促進を図る。 《既存特区メニューの活用：国家戦略特別区域法第20条の5及び第37条の7》</p> <p>(2)インバウンドをはじめ増加傾向にある観光客の二次交通の手段として、また、過疎化が進む集落における交通手段の確保を図るため、県西部・三好市では、国土交通省の「中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス」の社会実験エリアに指定され、12月には道の駅「にしいや」・かずら橋夢舞台を拠点とした、公道におけるレベル2及びレベル4の実証実験が実施されているところである。 今後は、規制の「サンドボックス」制度も有効に活用し、中山間地のニーズを踏まえた自動運転の実証実験を更に推進し、地域における人流・物流の確保、観光振興による地域活性化を図るとともに、徳島から自動運転技術の向上を図る取組みを促進する。 《特区メニューの活用》国家戦略特別区域法第37条の7》</p> <p>(3)本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発・体験ゾーンを形成するとともに、板野町において道の駅への水素ステーション設置計画が進められるなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを推進している。 今後、水素ステーション等の一層の整備促進を図るとともに、副生水素など未利用エネルギーの有効活用を図ることで、「未来投資戦略2017」にも掲げる、新たなエネルギーシステムの構築によるエネルギー・環境課題解決に積極的に取り組む。</p>	<p>本県をフィールドとした迅速なドローンの実証実験が推進されることにより、中山間地における生活支援など地域が直面する課題解決が図られ、地域活性化に繋がるとともに、実用化に向けた技術開発が促進されることで、低炭素社会の実現に向けた物流生産性革命の実践・加速が図られる。</p> <p>中山間地のニーズを踏まえた自動運転の実証実験を推進することで、観光客の二次交通及び地域住民の交通手段の確保に繋がるとともに、実証結果をもとに技術開発の促進が図られ、全国における自動運転技術の実用化に向けた先導モデルの構築が図られる。</p> <p>運輸・産業分野での水素エネルギーの積極的展開を図るとともに、副生水素など地域エネルギーの活用を推進することで、CO2の排出削減による地球温暖化対策や、都市部のエネルギー問題解決にも資する環境イノベーションの実現が図られる。</p>	<p>①ドローンによる貨物輸送の実用化に向けては、自動航行を実現させる必要があるが、離発着時に「目視」が必要であるなど、効率的な運用を図る上で課題がある。</p> <p>②特区地域においては、遠隔診療と連携したテレビ電話による服薬指導の特例が認められているが、具体的に医薬品を輸送するにあたっては、今後発出される「PIC/S GDP(医薬品の適正流通基準)ガイドライン」等を見据えた対応が求められる。</p> <p>③公道における自動運転の実用化に向けて、レベル4の自動運転を実現させるためには、遠隔操作又は乗客による緊急時の操作が、道路交通法における「運転」とみなされる必要があり、実証実験の成果を踏まえながら、整理を行う必要がある。</p> <p>④「副生水素」から水素エネルギーを精製・圧縮するための施設整備及び水素ステーションの整備にあたっては、必要な鋼材について、一般高圧ガス保安規則において性能規格化され、例示基準が示されているところであるが、現行の基準では調達に時間がかかる上、調達コストも高く、地域における新たなエネルギー活用に向けた迅速な対応に支障がある。</p> <p>⑤多機能性を有する道の駅として、敷地内(道路区域外)に水素ステーションの設置を検討している。水素ステーションは公道から一定距離を隔てる必要があることから、限られた敷地面積の中で、水素ステーションが必要とする面積の確保が難しい。</p> <p>⑥燃料電池自動車や燃料電池フォークリフトの普及を促進するため、水素ステーションの更なるコスト削減に繋がる規制緩和の実施が必要である。</p> <p>⑦水素ステーションは毎年、長時間に及ぶ保安検査、定期自主検査を行うことが義務づけられており、その間、燃料電池自動車の利用者は水素の充填ができず支障を来している。また、多額の検査費用が水素ステーション整備の足かせとなっている。一方、天然ガススタンドは水素ステーションに比べて検査費用が約半額、検査による休業日数が約1/3である。</p>	<p>航空法第132条の2</p> <p>PIC/S GDP ガイドライン</p> <p>道路交通法第70条</p> <p>高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第7条の3</p> <p>道路法第32条、第33条、道路法施行令第7条、一般高圧ガス保安規則第7条の3</p> <p>高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第7条の3</p> <p>高圧ガス保安法第35条、一般高圧ガス保安規則第79条第2項、第82条第2項別表3</p>	<p>ドローンによる貨物輸送の具体化に向け、自動航行が可能となるよう、一定の安全性を担保した上で、離発着時に必要となる「目視」を不要とするなどの規制緩和を図ること。</p> <p>中山間地におけるドローンによる医薬品(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬、劇薬を除く)の貨物輸送を可能とするため、特区内の一定の地域に居住する者に対して、区内の薬局の薬剤師による、テレビ電話を活用した服薬指導を可能とするともに、「PIC/S GDP(医薬品の適正流通基準)ガイドライン」上で、ドローン活用についての基準の明確化を図ること。</p> <p>自動運転の具体化に向け、一定の安全性を担保した上で、遠隔操作又は乗客による緊急時の操作については、道路交通法上の運転とみなすよう、基準の明確化を図ること。</p> <p>耐圧部品など海外で使用実績のある安価で汎用性の高い鋼材について、速やかな使用が可能となるよう検討すること。</p> <p>「道の駅」においては、安全性を十分確保した上で、道路区域に隣接して水素ステーションの設置が可能となるよう、運用の柔軟化を図ること。</p> <p>運輸・産業分野での水素エネルギー活用の展開を加速するため、海外では認められている「セルフ充填」を可能とすること。</p> <p>燃料電池自動車の利用者の利便性向上と、水素ステーション整備促進に寄与する検査費用の低減を図るため、水素ステーションにおける検査内容を、天然ガススタンドと同程度とすること。</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
徳島県	人口減少に立ち向かう！とくしま「生産性革命」加速化特区	徳島県全域	<p>Ⅱ 「既存ストック」+「有効活用」=「シェアリングエコノミー」推進</p> <p>(1)本県は、四国遍路の「お接待文化」が息づく土地であり、広域観光周遊ルートにおいても瀬戸内、関西、四国の3ルートに属し、積極的な観光・インバウンド事業を推進している。また、多くのサテライトオフィス企業(56社)が進出し、施設・車両などを活用したシェアリングエコノミーも醸成されており、特に、民泊においては、徳島市での阿波おどりにおける「イベント民泊」の実施や、平時は民泊、災害時には避難所として活用する「シームレス民泊」制度の創設など、本県ならではの取組みが進んでいるところである。今後は、古民家や空き家などを有効活用し、観光ガイドやシェアサイクルなど他の地域資源との組み合わせも図り、シェアリングエコノミーの中核施設としての民泊推進の裾野を広げていくことで、既存ストックの効果的な活用による、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2)高齢化が進む中山間地においては、ドライバー不足や人口減少による需要の減少により、人流・物流サービスの持続が大きな課題となっている。本県においては、美馬市でNPO法人による地域住民が主体となった「自家用有償運送」による送迎サービスの展開や、三好市で四国交通とヤマト運輸が連携した「貨客混載」のサービスが開始されるなど、地域における生活交通課題の解決に向けた取組みが進められているところである。しかしながら、より地域の実情に応じた取組みの拡充が求められているところであり、今後は、民泊を含む旅館事業者など民間事業者による「自家用有償運送」や「貨客混載」を可能にすることで、観光における二次交通の確保も含め、地域が一体となった生活交通の課題解決と、物流の生産性向上を図る。</p> <p>(3)本県では、徳島大学の新学部(生物資源産業学部)設置を機に、県と徳島大学・民間企業が連携した「アグリサイエンスゾーン」を形成し、Tファームいしいによる高度環境制御装置を導入したトマトハウスの整備をはじめ、先進的な農業技術の研究や人材育成を図る取組みを進めており、また一方で、海陽町「きゅうり塾」に代表される移住者など若手農業者を育成する取組みも進んでいるなど、新規就農の拡大が図られている。今後は、これらの動きを更に加速させるため、県内の農業倉庫等既存施設や非農地となっているコンクリート敷地を、効果的に植物工場など栽培施設へと転用することで、新規就農の更なる拡大を図るとともに、農関連産業の集積や農業ベンチャーの創業を促進し、農業生産性の更なる拡大を図る。</p>	<p>古民家や空き家等既存ストックの有効活用を図ることで、地域におけるシェアリングエコノミーの中核施設としての民泊の裾野が広がり、新たなビジネスモデルの確立による地域経済の活性化が図られるとともに、魅力ある観光地としての訴求力が高まり、インバウンドをはじめ観光誘客の促進が図られる。</p> <p>地域資源を有効に活用することで、人流・物流の確保を図り、地域における生活交通の課題を解決するとともに、物流の効率化による生産性の向上が図られ、経済活動の活性化に繋がりが、持続可能なまちづくりの実現が図られる。</p> <p>多様な営農形態による農業振興を進めることで、新たな担い手の確保や遊休施設の活用、耕作放棄地の解消に繋がるとともに、農関連産業の集積による農工商連携や6次産業化の推進にも寄与し、基幹産業である農業の活性化が図られる。</p>	<p>⑧古民家等を宿泊施設に転用する場合、浄化槽について、建築基準法上、既存の一般家庭用の浄化槽ではなく、「ホテル・旅館」並の設備の設置が求められる場合があり、経費が高いため、取組みが進まない。</p> <p>⑨高齢化が進み、人口密度が低い地域における、持続可能なまちづくりを目指し、交通手段や物流を確保するためには、地域の実情に合わせた地域資源等(自家用車両、業務車両、民間事業者など)の有効活用が必要である。</p> <p>⑩貨客混載は現状、乗合バス以外については、過疎地域のみで認められているが、それ以外の市街地郊外においても同様の生活交通の課題があり、地域における需要があるものの、既存交通事業者が十分に存在しない地域では、対応ができない状況にある。</p> <p>⑪コンクリート打設をした敷地については、生産性向上と多様な人材の農作業従事について効果があるが、農地扱いとならないため、農地転用の手続きが必要となったり、経済的な負担が大きくなることから、取組みが進まない。</p>	<p>建築基準法第2条、水質汚濁防止法第2条</p> <p>道路運送法第78条2</p> <p>道路運送法第78条3、旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について</p> <p>農地法第2条第1項、第4条</p>	<p>古民家等を、地方ならではの民泊に活用する場合、浄化槽の要件については、小規模な施設であれば「一般住宅」扱いとするなど、柔軟な対応を可能とし、その明確化を図ること。</p> <p>観光客の二次交通や生活の足の確保、さらには貨客混載による物流の効率化を図るため、既存交通事業者が十分に存在しないなど一定要件のもと、その担い手となる自家用有償旅客運送の実施主体に、地域の公共交通会議で認められた旅館事業者等(民泊事業者を含む)の民間事業者を加えること。</p> <p>地域の実情に合わせて、既存運送事業者と連携して事業を実施する自家用有償運送事業者等については、過疎地以外においても貨客混載の取組みを行うことを可能とすること。</p> <p>植物工場や農業ハウスなど、営農形態の多様化に対応すべく、コンクリート敷地についても、広く農業への活用が図られる場合は、農地としての取り扱いを可能とすること(新規のみならず、既にコンクリート打設をした敷地についても、有効活用を図る上で、同様の取り扱いを可能とすること)。</p>
			<p>Ⅲ 「労働力確保」+「働き方改革」=「一億総活躍社会」実現</p> <p>(1)一億総活躍社会の実現には、障がい者の社会参画を促進するための更なる支援が必要である。本県では、県・労働局における地方創生に向けた「徳島県雇用対策協定」による障がい者雇用施策の連携や、業界団体等と特別支援学校生徒等の就労支援協定の締結など、積極的な取組みを進めている。一方で、県が率先しているテレワークなどの多様な働き方の推進も図られている。</p> <p>国家戦略特区制度では、徳島市とともに提案した「障がい者雇用率の算定特例の拡充」がメニュー化されていることから、来年4月から精神障がい者も算定対象となる制度の転換期に合わせて、県・徳島市・県内経済団体等の更なる連携強化を図り、徳島の提案を徳島でしっかりと実践していくことで、幅広く障がい者雇用の促進を図り、多様な働き方を推進する。 《特区メニューの活用：国家戦略特別区域法第20条の4》</p>	<p>多様な働き方の推進により、障がいの有無に関わらず就労する機会が得られ、広く雇用の促進が図られることで、労働力人口の増加、地域経済の活性化に繋がる。</p> <p>女性や子育て世代のワーク・ライフ・バランスの実現により、子育てによる離職リスクを軽減することで、安心して子どもを生み育てる環境整備が進み、国が進める「人づくり革命」を加速化させるとともに、職場でのキャリアアップなど次代を担う若い世代の活躍促進に繋がる。</p>	<p>⑫国家戦略特別区域法において「障がい者雇用率の算定特例の拡充」が、「有限責任事業組合(LLP)」の事業形態を活用することで可能となっているが、当該組合は法人格を有するものでないため、法人格を条件とした事業への参画や許認可等を受けることができず、積極的な事業展開を図る上で制限がある。</p> <p>⑬週20時間未満の短時間勤務の障がい者は、障がい者雇用率の算定対象とはならず、テレワークなど多様な働き方が進む反面、一般事業主による雇用が進まない状況がある。</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律第43条、第45条の2、第45条の3</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条、第43条</p>	<p>障がい者雇用の更なる推進を図るため、経営基盤が脆弱な中小企業においても、複数企業での共同出資により、「有限責任事業組合(LLP)」に加え、法人格を有する「株式会社」形態における障がい者雇用率の通算を可能とすること。</p> <p>週20時間未満の短時間勤務の障がい者についても、一般事業主の採用意欲を高めるため、障がい者雇用率の算定対象とすること。</p>
			<p>(2)少子高齢化が進む中で、労働力不足への対応が喫緊の課題となっており、特に、女性や子育て世代における、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての体制づくりが強く求められている。そんな中、本県は、24市町村全域をカバーするファミリー・サポート・センター(13事業所)を設置するとともに、病児・病後児対応の充実を推進するなど、積極的な支援を行っているところである。今後はより安全・安心に利用できるようサービスの質の向上と地域のニーズを踏まえたきめ細やかな対応を行うことにより、子育てと仕事の両立、女性活躍促進による「働き方改革」の実現に向けた取組みを推進する。</p>		<p>⑭ファミリー・サポート・センターの会員数の要件は50人以上となっており、過疎地など人口規模が小さい市町村では単独で設置することが難しく、複数市町村を対象地域とする運営形態を取らざるを得ない。より利用者身近な地域において、ニーズに合わせた、きめ細やかな対応を可能とするためには、会員要件の緩和が必要である。</p>	<p>子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)実施要綱</p>	<p>地域のニーズを踏まえた、きめ細やかな対応が可能となるよう、50人以上である会員数要件の引き下げを行うこと。</p>
			<p>(3)本県では、全国初となる「徳島県規制改革会議」の提言を受け、AIなど新たな技術も活用しながら、行政コストの削減に向けての取組みを積極的に進めており、既に、阿波おどりに関する様々な質問に答えるFAQサービスや、議事録の要約を行う実証実験など、自然言語処理分野におけるAIを活用した行政サービス享受の時間・移動コスト削減により、住民の負担感の軽減を図るとともに、行政側の事務負担の軽減を図るなど、働き方改革に繋がる取組みを推進しているところである。引き続き、国が目標とする「行政コストの削減率20%」の速やかな達成に向けて、規制の「サンドボックス」制度も有効に活用しながら、AIを活用した様々な分野での行政手続きの簡素化を更に推進し、徳島モデルとして全国へと発信する。 《特区メニューの活用：国家戦略特別区域法第37条の7》</p>	<p>AI活用による行政コストの削減を図ることにより、行政手続きにおける住民の時間・移動コストの削減が図られるとともに、行政側の事務負担軽減など「働き方改革」にも繋がりが、社会経済全体の生産性向上が図られる。</p>	<p>⑮国が掲げる「行政コストの削減率20%」を速やかに達成するためには、AIなど新たな技術を活用しながら、徹底した業務棚卸しやオンライン化を推進する必要があり、全国に向けて、行政手続き簡素化のAI活用モデルの構築・発信を行うことが効果的である。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第11条、第15条、第16条</p>	<p>行政手続きの効率化を図るためにAIを活用する際、保有する個人情報の処理(集計・分析を含む)については、当初の利用目的外の活用を図る必要がある場合も考えられるため、一定条件のもと、柔軟な対応を可能とすること。</p>